

「市長とトーク」実施要領

1. 目的

市長が、市民及び各種団体等と直接対話を行い、市政に対する意見を聴き、質問に答える機会を設けることにより、市民ニーズの把握及び寄せられた意見等の市政への反映を図るとともに、市政に対する市民の関心を高めることを目的とする。

2. 対象者

市内に在住、在勤、在学している3人から10人程度の団体・グループ等を対象とする。

3. 開催方法

(1) 市長とトークは、次の方法により開催する。

ア 団体からの申込みによる方法（以下「応募型」という。）

イ 市長から団体への呼び掛けによる方法（以下「呼び掛け型」という。）

(2) 市長は、必要があると認めるときは、市長とトークに関係職員を同席させることができる。

(3) 開催場所は、原則、恵庭市役所とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(4) 開催回数は、一の年度において3回程度とする。

(5) 開催日は、議会会期中及び12月28日から翌年1月5日までの期間を除く平日とする。

(6) 開催時間は、原則、平日の午前10時00分から午後5時00分までの間において、1回当たり60分以内とする。

(7) トークテーマは、申込時のヒアリング内容等を踏まえ、市が内容を精査の上、決定するものとする。

(8) 応募団体数が開催予定数を超える場合は、過去3年間に当該事業を実施していない団体を優先して決定するものとする。

(9) 前項の規定によってもなお応募団体数が開催予定数を超える場合は、抽選により決定するものとする。

4. 申込方法

(1) 応募型により開催の希望をする団体は、書面、電話、電子メール等によ

り、次の事項を明らかにして申込みをするものとする。

ア 団体名、代表者の氏名、住所、連絡先及び担当者の連絡先

イ 開催希望日及び時間

ウ 議題

エ 参加予定人数

オ 団体の活動内容

カ その他市長が必要であると認める事項

(2) 前項の申込みは、開催希望日の30日前までに、郵送、電子メール又は持参により申込書を生活環境課へ提出するものとする。

(3) 市は、申込内容及び日程等を確認の上、開催の可否を決定し、開催可否通知書により申込団体等へ通知するものとする。

5. 開催の制限

市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、市長とトークを開催しないものとする。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれがあるとき。

(2) 政治、宗教又は営利を目的とした活動と認められるとき。

(3) 市政に対する陳情、要望又は交渉を主たる目的としているとき。

(4) 単なる個人的な相談又は要望を目的としているとき。

(5) その他本事業の目的に照らし、市長が不適當と認めるとき。

6. 実施結果の公表等

(1) 対話内容については、原則として市ホームページ等により公表するものとする。

(2) 議事録作成及び行政サービス向上を目的として、原則として対話内容は録音するものとする。

(3) 市長とトークにおいて、意見の回答を保留した事項については、後日、団体・グループ等の代表者に回答するものとする。

7. 庶務

市長とトークに関する庶務は、生活環境課において処理する。

8. その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、その都度、市長が別に定める。

附則

この要領は、令和8年6月5日から施行する。